

河川整備計画の点検と 土器川流域学識者会議の進め方

平成30年12月17日

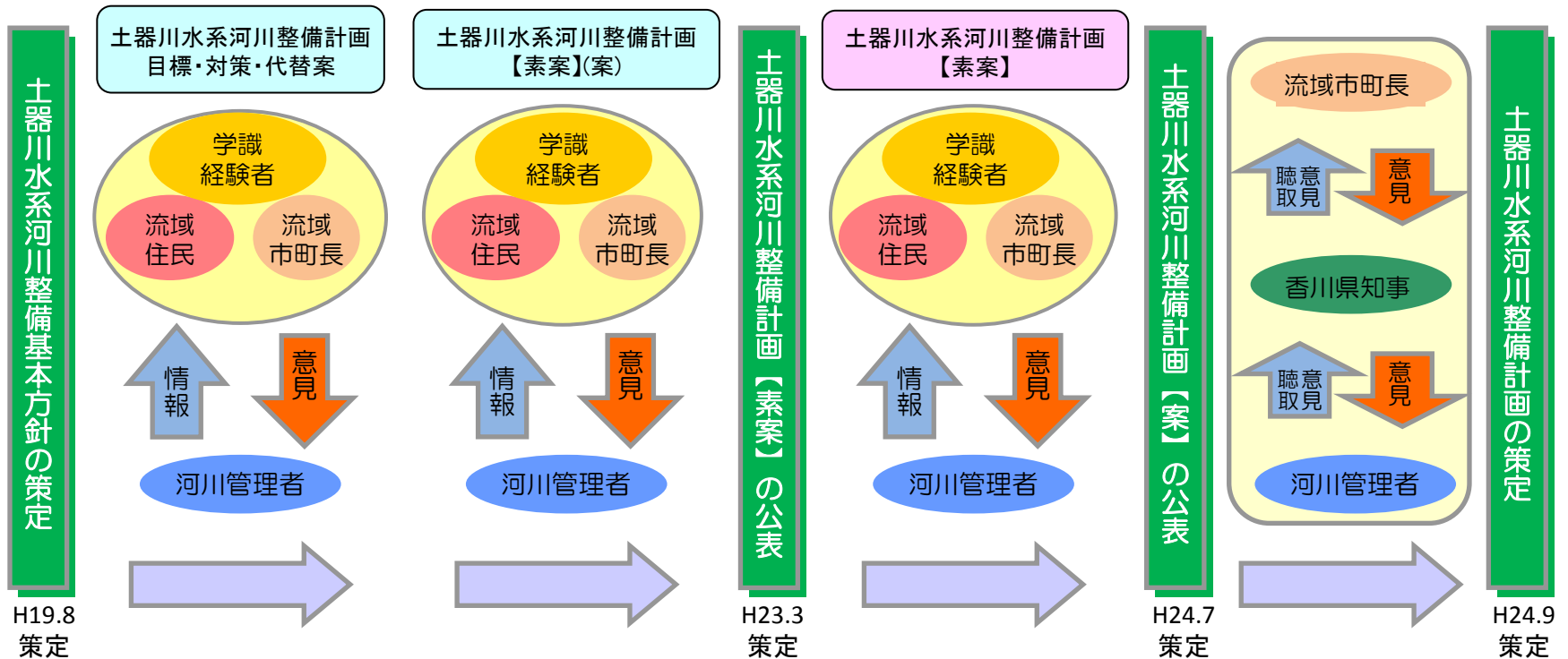
国土交通省 四国地方整備局

土器川水系河川整備基本方針と土器川水系河川整備計画

土器川水系河川整備基本方針 平成19年8月策定

土器川水系河川整備計画の検討

- 河川整備計画は、河川整備基本方針に基づき河川管理者が定めるものであり、20～30年後の河川整備の目標、個別事業を含む具体的な河川の整備の内容を明らかにするもの。
- 国土交通省四国地方整備局では、学識経験者、関係住民、関係市長および香川県知事の意見を聴きながら、平成24年9月に「土器川水系河川整備計画 ー土器川の河川整備(国管理区間)ー」を策定。



河川整備計画の点検および変更の位置づけ

- ◆ 河川整備計画は、当面の具体的な河川整備に関する事項を定めたものであり、流域の社会経済情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行うものである。

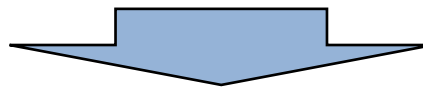
土器川水系河川整備計画 一土器川の河川整備(国管理区間)一 【P.63】

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3-3 河川整備計画の対象期間等

本整備計画の対象期間はおおむね30年とする。

本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、今後の洪水の発生状況、河川整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする。



見直しの必要性も含め、定期的に進捗を確認するため、河川整備計画の点検を実施。



四国地方整備局は、必要に応じて河川整備計画の変更を実施。

河川整備計画の点検の手法

《点検の手法》

- ◆ 点検の実施にあたり第三者の意見を求める場として、各河川に精通している学識経験を有する者から構成される「土器川流域学識者会議」を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。
- ◆ 学識者会議は、原則公開で行うものとし、議事録については公表する。

《点検の内容》

- ◆ 河川整備の進捗、計画を変更しうる新たな視点を有するかを適宜検討し、点検を実施する。

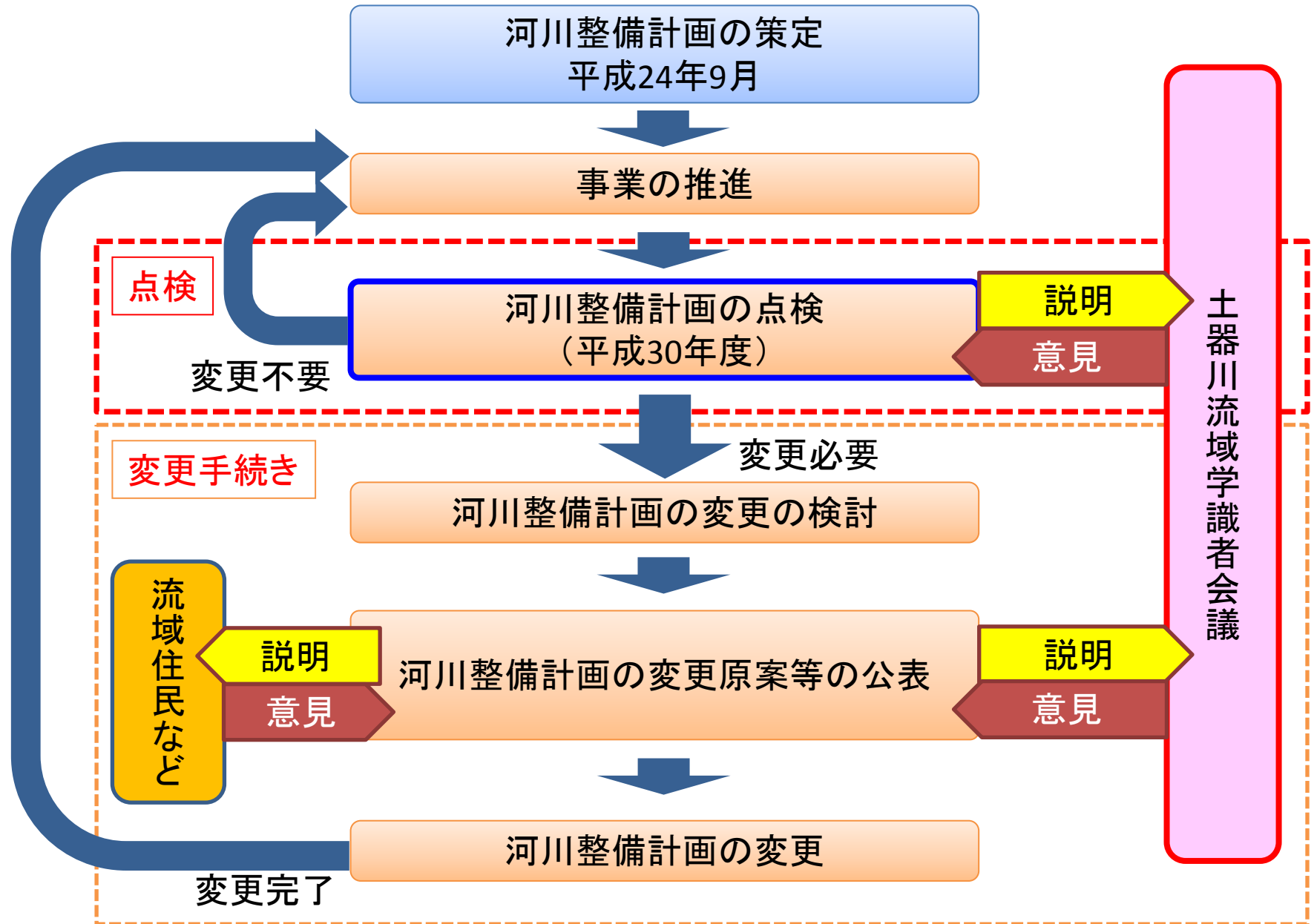
【点検の内容】

- 1) 流域の社会経済情勢の変化(土地利用や人口・資産等の変化、近年の災害発生状況等)
- 2) 地域の意向(地域の要望事項、地域との連携等)
- 3) 事業の進捗状況(事業完了箇所、事業中箇所の進捗率等)
- 4) 事業の進捗の見通し(当面の段階的な整備の予定等)
- 5) 河川整備に関する新たな視点

《変更の必要性の判断》

- ◆ 河川整備計画の点検時における学識者会議において、変更が必要との意見があった場合、当該意見を最大限尊重しつつ、四国地方整備局が変更の必要性を判断する。

河川整備計画の点検および変更の流れ



土器川流域学識者会議の進め方

平成30年度 学識者会議の予定

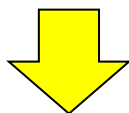
第1回 学識者会議の進め方

現地調査

(平成30年12月7日、10日、13日)

【現地調査】

- ・土器川事業実施状況等の確認



学識者会議

(平成30年12月17日)

【河川整備計画の点検の内容】

- ・流域の社会経済情勢の変化
- ・地域の意向
- ・事業の進捗状況
- ・事業の進捗の見通し
- ・河川整備に関する新たな視点
- ・河川整備計画の点検結果

◇学識者会議では、以下の項目について意見をいただきます。

【点検項目】

1. 流域の概要
2. 流域の社会経済情勢の変化
3. 地域の意向
 - 3.1 地域の要望事項
 - 3.2 地域との連携
4. 事業の進捗状況
 - 4.1 河川整備計画の主なメニュー
 - 4.2 主なメニューの進捗状況等
5. 事業進捗の見通し
6. 河川整備に関する新たな視点
 - 6.1 水防災意識社会再構築ビジョン
7. 河川整備計画の点検結果
 - 7.1 点検結果のとりまとめ
 - 7.2 今後の方針